四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　蕨野川支川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　昭和四十三年建設省告示第七十三号で指定した土地の区域
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　舞ヶ迫川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　昭和三十一年建設省告示第千百三十三号で指定した土地の区域
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　入来川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　昭和四十七年建設省告示第六十六号で指定した土地の区域

○海上保安庁告示第二百八十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号
二　水路測量を実施する区域及び期間
　イ　区域　北緯三五度一〇分東経一三九度三二分、北緯三五度一〇分東経一三九度三四分、北緯三五度五分東経一三九度三五分四五秒、北緯三五度五分三六秒東経一三九度四〇分、北緯三五度五分三六秒東経一三九度四二分、北緯三五度一〇分東経一三九度四二分、北緯三五度一三分三〇秒東経一三九度四五分二四秒、北緯三五度一三分三〇秒東経一三九度四六分、北緯三五度一分二〇秒東経一三九度四六分、北緯三五度一分二〇秒東経一三九度四八分一二秒、北緯三四度五九分三六秒東経一三九度四八分一二秒、北緯三四度五九分三六秒東経一三九度四三分、北緯三四度五一分三六秒東経一三九度四八分三〇秒、北緯三四度五一分三六秒東経一三九度三七分、北緯三四度五八分三六秒東経一三九度三二分の各点で囲まれる海域
　ロ　期間　平成二十四年十二月十一日から平成二十四年十二月十九日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム測深機による地形調査
四　航行船舶に対する安全措置
　イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
　ロ　水路通報第四十九号（平成二十四年十二月七日発行）

○東北地方整備局告示第百八十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
　東北地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般財団法人宮城県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	小林　義男
変更後	―

(2)　変更年月日
　平成二十四年九月三十日

○関東地方整備局告示第四百十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
　関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社Ｊ建築検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	尾島　邦治

(2)　変更年月日
　平成二十四年十一月十六日

○関東地方整備局告示第四百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
　関東地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般財団法人さいたま住宅検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	中川　孝一

(2)　変更年月日
　平成二十四年十二月一日

○関東地方整備局告示第四百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
　関東地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人神奈川県建築安全協会